

## 東浦町統計調査員登録実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、国又は県の実施する各種統計調査において、統計調査員となる意思を有する者を、統計調査員としてあらかじめ登録することにより、統計調査員の確保を図り、もって本町における統計調査の円滑な実施に資することを目的とする。

### (資格要件)

第2条 統計調査員として登録できる者は、各種統計調査の調査員として経験を有する者又は統計調査に対して熱意を有する者で、町内に在住する20歳以上のものとする。ただし、次に掲げる者は、この限りでない。

- (1) 国税徴収法（昭和34年法律第147号）第2条第11号に規定する徴収職員及び地方税法（昭和25年法律第226号）第1条第1項第3号に規定する徴税吏員
- (2) 警察法（昭和29年法律第162号）第34条第1項及び第55条第1項に規定する警察官
- (3) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職にある者又はその候補者、選挙事務所の職員その他選挙運動に従事する者
- (4) 東浦町暴力団排除条例（平成23年東浦町条例第16号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第1号に規定する暴力団若しくは当該暴力団員と密接な関係を有する者
- (5) その他町長が統計調査員として適当ではないと認めた者

### (登録)

第3条 統計調査員として登録を希望する者は、町長に統計調査員希望者登録申込書（別記様式）を提出するものとする。

- 2 町長は、前項に規定する申込書の提出があったときは、前条の資格要件の有無を確認し、要件を満たすと認めたときは、統計調査員として登録するものとする。

### (職務)

第4条 登録された統計調査員（以下「登録統計調査員」という。）の職務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 各種統計調査の実施に際し、その調査を担当すること。
- (2) 各種統計調査の研修会、会議等に参加すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、統計調査に関すること。

### (秘密の保持)

第5条 登録統計調査員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

### (登録の取消し)

第6条 登録統計調査員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、町長は登録を取り消すことができる。

- (1) 登録統計調査員から登録の取消しの申出があったとき。

- (2) 第2条に規定する資格要件を欠くに至ったと認められるとき。
- (3) 前条の規定に違反したとき。
- (4) 病気その他の理由により統計調査事務に従事できないと認められるとき。
- (5) その他町長が登録統計調査員として適当ではないと認めたとき。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年6月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日において東浦町専任統計調査委員設置規程(昭和43年東浦町規程第1号)に規定する専任統計調査員である者は、この要綱に基づいて登録された統計調査員とみなす。

